

第1回検討会における構成員からのご意見等（抜粋）

＜自治体における支援状況＞

○都道府県・市・町村それぞれにおける相談支援体制の現状と適切な役割分担について

- ・神奈川県では女性相談支援員は県と市に配置されており、町村部の相談は県の福祉事務所に配置した女性相談支援員が対応している。
- ・生活困窮や高齢・障害者などの各種福祉、母子保健や精神保健の分野について、権限や資源の多くを市区町村が有しているため、きめ細かな支援をしていくためには市町村の役割が不可欠であり、地域における伴走支援は市区町村や民間団体に担っていただくのが現実的で望ましいのではないかと。市区町村の役割や責務を明確化しながら、身近な窓口相談員が配置され、相談を受けやすく、支援しやすい環境作りをしていくことが考えられる。
- ・児童福祉法の規定も参考に、一時保護所や女性自立支援施設における「権利擁護に係る環境整備」を都道府県の役割として示していくことも検討していただきたい。
- ・新法制定後、DV被害以外の幅広い相談への対応や、一時保護を行いやすくなった一方で、市町村への女性相談支援員の配置が努力義務にとどまっており、女性相談支援員がいない地域が依然として多く、配置のある地域と比べて具体的な支援に結びつくのが難しい実態がある。
- ・相談窓口の担当部署や名称が自治体ごとに異なっていてわかりにくい。支援を必要とする方が窓口にとどりつけず、たらい回しになっている。
- ・つなぐ支援、つながり続ける支援のためには、市町村に女性相談支援員または相談窓口が設置されていることが重要。退所先の自治体に女性相談支援員や相談窓口がない場合に、センターから伝えたくても伝えられていない可能性もある。

第1回検討会における構成員からのご意見等（抜粋）

＜自治体における支援状況＞

○他分野との連携による支援の現状と連携強化に向けた方策について

- ・ 売春防止法の規制の見直しについて、法務省の検討会において検討が進んでいるが、性を売らざるを得ない方に対して、女性支援新法の支援とどうスムーズに接続していくのか、この検討会で議論されるべきではないか。
- ・ 困難な問題を抱える女性の中には、生きづらさを感じている方もいる。早いうちから啓発するなど、福祉と教育の連携が大切。女性支援は他分野と重複する部分も多いことから、富士宮市では市町村計画の策定により、子ども・障害・高齢の各部署でも困難な問題を抱える女性について学校や市民に対して啓発し、協力しながら進めていく体制を築いている。
- ・ 支援者間の連携を促進する要因として、属人的要素に委ねるのではなく「決まった連携ルートがある」というシステムとしての繋がりが、多機関の担当者や関係部署が参加する研修など、共通言語を得られる機会を作ることが必要。
- ・ 女性支援新法の中に法的支援をきちんと位置づけていくことが必要。
- ・ 女性相談支援員の役割とDV法上の支援をする役割を担う方が分断されてしまっており、調整が必要。また、ワンストップ支援センターと女性相談支援センター、女性相談支援員とのつながりが薄い。性的な搾取の被害を受けた孤立化しやすい女性を支援にどう繋げていくのか、女性相談支援員のあり方の問題としても議論していただきたい。

第1回検討会における構成員からのご意見等（抜粋）

＜公的支援機関における支援状況＞

○一時保護所や女性自立支援施設における支援の実施状況と受入促進に向けた今後の方策について

- ・施設としては入所者の受入れや中長期的な自立支援を行いたい。民間団体や女性相談支援員の方々から支援が必要な方を女性自立支援施設につなぐための連携のあり方や受入促進について相談していきたい。それを踏まえて、女性相談支援センターは措置の決定に関してどのように考えるか。施設も措置権がないからと受け身ではなくて、地域に発信し、色々な機能を駆使しながら、受入促進に向けて考えたい。
- ・売春防止法で限られた女性を対象としていた頃と同じ制度の立て付けのまま支援対象を拡大していくことは難しいのではないかと。女性相談支援センターが決定権を持つ制度・施策が、対象者の範囲、利用できる期間の制限や基準もない中で、どのようにしたら公平に運用できるのか悩みもある。
- ・女性自立支援施設における入所促進について、現在は措置対象が都道府県が支援の必要性を認めた者となっていることから、就労自立が見込めない方の受入れを断る等の独自のルールが出てくることがある。入所基準の明確化も検討課題ではないか。
- ・地域によっては社会資源（民間団体、心理的ケア、居住支援等）が不足しており、女性相談支援員の努力だけでは難しい状況。女性自立支援施設の柔軟な受入れや提供される支援についても検討が必要。
- ・DV被害者の中でも追跡が厳しい場合とそうでない場合があり、また、DV法の支援が必要ない広く支援が必要な方もいてグラデーションがある。そこに適応した形の施設や支援のあり方を整理していく必要があるのではないかと。

○地域定着に向けた伴走支援の必要性と支援強化に向けた方策について

- ・地域での伴走支援は市区町村や民間団体に担っていただくのが現実的で望ましいのではないかと。市区町村の役割や責務を明確化しながら、身近な窓口相談員が配置され、相談を受けやすく、支援しやすい環境作りをしていくことが考えられる。（再掲）
- ・富士宮市では一時保護所の利用が減っている。身体的な暴力から精神的な暴力へと主流が変わってきている。秘匿性が高い支援を求めずに、社会とつながりながら支援を受けたいという方が増えているような実感がある。
- ・つなぐ支援、つながり続ける支援のためには、市町村に女性相談支援員または相談窓口が設置されていることが重要。（再掲）

第1回検討会における構成員からのご意見等（抜粋）

<民間団体との協働による支援状況>

○民間団体との協働による支援の実施状況と取組強化に向けた方策について

- ・神奈川県では支援調整会議において民間団体連携部会を設け、民間団体と連携し支援を行っている。また民間団体と連携した支援として、地域で生活しながら相談支援を受けられる通所型支援を3カ所で開始し、民間団体への補助も充実・強化している。
- ・民間団体との連携については、すずらん・ネット会議として民間団体は20団体、職員は16の部署が参加している。実務者会議では具体的な事例検討を踏まえながら、どのような対応ができるのか検討している。
- ・北海道全体の一時保護の6～7割を一時保護委託として民間団体がサポートしている。

○地域における支援体制の強化に向けた官民協働のあり方について

- ・地域によって女性相談支援員がいないなどの課題が見えてきた一方、歌舞伎町等の全国有数の繁華街に全国から若年層が集まっている状況がある。そうした地域にどう手厚くサポートしていくのかが問われているのではないかと。
- ・売春防止法の規制の見直しについて、法務省の検討会において検討が進んでいるが、性を売らざるを得ない方に対して、女性支援新法の支援とどうスムーズに接続していくのか、この検討会で議論されるべきではないかと。（再掲）

第1回検討会における構成員からのご意見等（抜粋）

＜支援に関わる人材の育成・支援者支援の状況＞

○支援に関わる人材の配置・育成の現状と、支援の継続や質の向上に向けた方策について

- ・ICTの活用により、支援者の世代交代でこれまで蓄積してきたノウハウが途切れないようにしていくことが重要。
- ・多様化、複合化する問題に対応するため、女性相談支援員には幅広い制度や社会福祉の知識が求められ、連絡調整のスキル等も必要。こういう方をどのように確保し育成していくか。国、都道府県、市町村での人材育成について今回の検討の中で明確になっていけば良いのではないかな。
- ・女性相談支援員の後任者が集まらない。女性相談支援員はつなぎ先や福祉のいろいろな制度を知らなければならないといった専門性が高いところがあり、担い手の育成が難しい。
- ・一時保護所や施設の職員を対象とした体系的な研修のあり方について検討が必要ではないかな。
- ・全国どこにいても格差のない支援の提供体制の整備のため、女性支援事業についても福祉専門職の配置の検討が必要ではないかな。
- ・女性相談支援員の専門性の強化・明確化が必要。女性相談支援員の専門性が制度上として明確に位置づけられていないため、自治体ごとに役割や配置がまちまちで支援にも地域差が出てしまう。
- ・女性相談支援員の処遇改善に係る事業は非正規が対象であり、自治体からすると「非正規にしておけばいい」となってしまわないか、また、女性相談支援員として活躍しようとする方が減少してしまわないか危惧している。
- ・民間団体の支援員も公的機関の支援員と同様に身分が保障され、仕事が評価され、公的な財源が行き渡るように、予算措置の問題は意見を出したい。

第1回検討会における構成員からのご意見等（抜粋）

＜支援に関わる人材の育成・支援者支援の状況＞

○支援者を支える体制や支援機関間の連携の強化に向けた方策について

- ・ 支援者も孤立しないよう、多くのつながりの中で相談支援に取り組む体制づくりを進めることが大切。
- ・ 相談者とつながり続ける支援だけではなく、支援者同士もつながり続けることができる体制が必要。支援者間の連携を促進する要因として、属人的要素に委ねるのではなく「決まった連携ルートがある」というシステムとしての繋がりや、多機関の担当者や関係部署が参加する研修など、共通言語を得られる機会を作ることが必要。（再掲）